

政府の2008年度第2次補正予算

「安心こども基金」(1000億円)は、 学童保育の新設・分割の ための施設整備に活用できます

政府の2008年度第2次補正予算が1月27日に決まりました。政府が2008年末に閣議決定をした「生活対策」のなかのひとつとして、都道府県に総額1000億円の「安心こども基金」をつくり、2010年度までの2年間、保育所と学童保育の緊急整備に使います。

『新待機児童ゼロ作戦』は、2010年度までの3年間で集中重点期間としており、その財源となるものです。

都道府県に基金をつくり、市町村から申請があった計画をもとに市町村に配分してきます。2008年度内に市町村が都道府県に申請し、4月早々には市町村への配分額が決定されます。

この基金で使える学童保育の施設整備費は、小学校や既存の他の施設の改修費です。補助単価は約1000万円を予定しています。原則として改修する施設の敷地内に倉庫設備を設置することが条件です。倉庫設備を設置するのは、例えば、これまで教材置き場に使用していた教室を学童保育に転用する場合に、そこにあった教材等の置き場として倉庫が必要になることも考えられるために、倉庫設備の設置も含めて補助されます。

学校施設だけでなく公民館や民家・アパートなどを学童保育に転用する場合も補助されます。補助率は3分1ですので、都道府県も市町村も3分1ずつ負担しなければなりません（政令市・中核市は3分2を負担）。

学童保育の新設・分割のための緊急整備として使うためのものなので、市町村が新設・分割の方針を持って都道府県に申請することが必要です。この基金を活用して、学童保育の新設・分割に積極的に活用しましょう。

***国が示した「安心こども基金」のスケジュール等は別紙を参照してください。**

2009年2月13日 全国学童保育連絡協議会

①

(別紙) 全国児童福祉主管課長会議・子育て応援特別手当関係課長会議
の資料から (2009.1.8)

安心こども基金 (仮称) の概要

(平成20年度第2次補正予算案)

100,000百万円

(厚労省: 95,867百万円、文科省: 4,133百万円)

1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名	概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業 ・集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 ・都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業 ・小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業 ・幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。(認定こども園整備事業、認定こども園事業費)
家庭的保育改修等事業	・家庭的保育(保育ママ)事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。(家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修)
保育の質の向上のための研修事業等	・保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

3. 配分方法等

(1) 配分方法

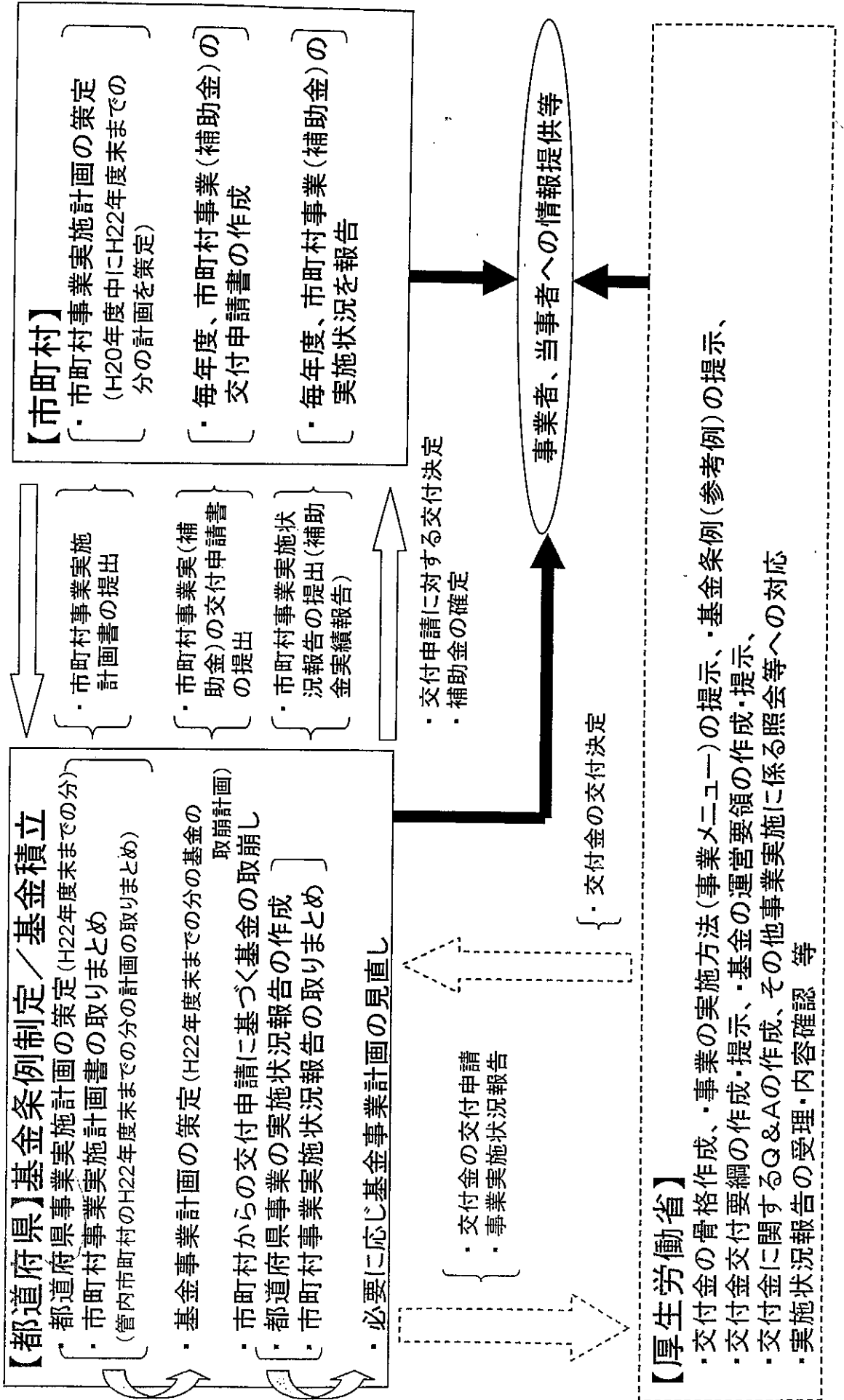
児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

(2) 都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

安心こども基金(仮称)の実施に係る事務の流れ(案)

(予算項目:子育て支援対策臨時特例交付金)



安心こども基金（仮称）のスケジュール（1月～3月）＜イメージ＞

事項	1月	2月	3月	4月
条例	<p>課長会議（8日）・各種案提示</p> <p>条例案作成 予算案作成</p> <p>議案提出 （議会）</p>		<p>議会</p> <p>基金条例審議・成立</p>	
交付要綱				
運営要領		<p>平成20年度第2次補正予算成立後</p> <p>交付要綱・運営要領 交付申請書 交付決定</p>		
市町村の計画	<p>国の案を都道府県から市町村に送付</p>	<p>都道府県へ配分予定額の提示</p> <p>国の配分方法を元に事業内容・方法を検討（都道府県）</p>	<p>市町村へ配分上限の提示</p> <p>市町村計画策定・提出</p>	<p>都道府県計画認定 市町村配分額決定</p>